

12月からの医療機関窓口での資格確認方法

これまでの健康保険証の新規発行が本年12月1日を以て終了となる。12月2日以降も、各被保険者が持っている健康保険証の有効期限が切れるまでは、その健康保険証を医療機関の窓口にて使用することができる（保険者によって有効期限は異なるが、12月1日までに交付された保険証の有効期限は最長1年間）。

以下に、12月以降の医療機関窓口での資格確認方法について記載する。

1. はじめに

現在は、患者が加入する保険者から交付された「健康保険証」か「マイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険証の利用手続きを済ませたもの）」にて資格確認している。

2024年12月2日以降、資格確認の方法が9種類になる（未実装含む）。

厚労省が、2024年8月25日現在として発表したオンライン資格確認システム導入医療機関は、約9割である一方、システム導入医療機関の中で、マイナ保険証を用いて資格確認した割合は、医科診療所では10%、歯科診療所では17%となっている。現行の健康保険証で資格確認している割合が全体の約9割であるのが現状だ。

2. 12月からの資格確認方法

2024年12月以降も健康保険証にて資格確認ができる（最長2025年12月1日まで）。

マイナ保険証を持参した患者であって、オンライン資格確認未導入医療機関や停電・ICチップ破損等で資格確認できない場合の対応が厚労省から示されている。

具体的には以下。

（ここから余白）

（ここまで余白）

資格確認方法	対応可能な医療機関	確認方法等の注意点
<p>1. 健康保険証</p> 	<p>① オンライン資格確認、 導入医療機関</p> <p>② オンライン資格確認、 未導入医療機関</p>	<p>① 2024年12月2日以降は新規発行されない。</p> <p>② 2024年12月1日までに交付された健康保険証は最長1年間（2025年12月1日まで）有効。 ※ 保険者によって有効期限は異なる。</p>
<p>2. 資格確認書</p> 	<p>① オンライン資格確認、 導入医療機関</p> <p>② オンライン資格確認、 未導入医療機関</p>	<p>① 健康保険証の有効期限が切れた方であって、マイナ保険証を取得していない方等に申請によらず交付される。</p> <p>② 健康保険証と同様に目視で資格確認する。</p>
<p>3. マイナンバーカード (マイナ保険証)</p> 	<p>① オンライン資格確認、 導入医療機関</p>	<p>① マイナンバーカードに被保険者情報を紐づけていない場合は使用できない。</p>
<p>4. 顔認証マイナンバーカード (マイナ保険証)</p> 	<p>① オンライン資格確認、 導入医療機関</p>	<p>① 暗証番号の設定を不要とし、保険証機能だけを残したマイナ保険証。</p> <p>② 本人確認方法は顔認証又は目視確認に限定。</p> <p>③ 表面に「顔認証」と表記されている。</p>
<p>5. マイナ保険証+資格情報のお知らせ</p> <p>資格情報のお知らせ</p> <p>記号 01010101 番号 0000001 枝番 00</p> <p>住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地</p> <p>氏名 協会 太郎</p> <p>生年月日 昭和40年10月1日</p> <p>資格取得年月日 昭和60年10月1日</p> <p>保険者番号 01010016</p> <p>保険者名称 全国健康保険協会 北海道支部</p>	<p>① オンライン資格確認、 導入医療機関</p> <p>② オンライン資格確認、 未導入医療機関</p>	<p>① 「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」の両方を目視で確認する。</p> <p>② 「資格情報のお知らせ」は保険者から交付される。</p>

<p>6. マイナ保険証+被保険者情報 (PDF) をスマホにダウンロードしたもの</p> <p>医療保険の資格情報</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin: 5px 0;">この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。</div> <p style="text-align: right;">保存日時：2024年6月10日 時点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>保 険 者 名</td><td></td></tr> <tr><td>保 険 者 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>記 号</td><td></td></tr> <tr><td>番 号</td><td></td></tr> <tr><td>枝 番</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> </table> <p>70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一 部 負 担 金 割 合</td><td></td></tr> <tr><td>有 効 期 限</td><td></td></tr> </table> <p><small>(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。</small></p>	保 険 者 名		保 険 者 番 号		記 号		番 号		枝 番		氏 名		一 部 負 担 金 割 合		有 効 期 限		<p>① オンライン資格確認、導入医療機関</p> <p>② オンライン資格確認、未導入医療機関</p>	<p>① 停電等によりマイナ保険証が使えない場合を想定している。</p> <p>② 「マイナ保険証」と「被保険者情報 (PDF) をスマホにダウンロードしたもの」の両方を目視で確認する。</p>
保 険 者 名																		
保 険 者 番 号																		
記 号																		
番 号																		
枝 番																		
氏 名																		
一 部 負 担 金 割 合																		
有 効 期 限																		
<p>7. マイナ保険証+被保険者資格申立書</p> <p>別紙様式 被保険者資格申立書</p> <p>有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申立じます。</p> <p>※ 以下の各事項に不備な状態で記入した場合、印は、あてはまる欄を「/」を記入してください。なお、申請書に記入していない情報も、医療機関等の受付時必要な情報であることを併記し、医療機関等への提示・提出に必要事項を併記した上で、提出にお願いします。</p> <p>1 保険証等に関する事項</p> <p>保険証の有無 <input type="checkbox"/>有効な保険証の交付を受けている</p> <p>保険種別 <input type="checkbox"/>社保 <input type="checkbox"/>国民保 <input type="checkbox"/>後期 <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>保険者等名称 _____</p> <p>事業所名^{※1} _____</p> <p>保険証の交付を受けた時期 <input type="checkbox"/>1か月以内 <input type="checkbox"/>それより前 <input type="checkbox"/>わからない (わかる範囲でご記入ください。)</p> <p>一部負担金の割合^{※2} <input type="checkbox"/>3割 <input type="checkbox"/>2割 <input type="checkbox"/>1割 <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>※1 保険種別で国民保 (国民が健康保険料を、国民健康保険料を納付する) 国民健康保険 (国民健康保険料を納付する) の場合、そのほか (国民健康保険料を納付する) から記入してください。国民健康保険 (国民健康保険料を納付する) の記入をお願いします。</p> <p>※2 70歳以上の方、若しくは後期高齢者医療の加入者の方は、一部負担金割合についてもご記入ください。なお、ご記入のない一部負担金の割合が適用と見なす場合があります。後日、保険者から連絡を請求させていただきます。</p> <p>2 マイナンバーカードの携回事項等 (フリガナ)</p> <p>氏名 _____</p> <p>生年月日 <input type="checkbox"/>明治 <input type="checkbox"/>大正 <input type="checkbox"/>昭和 <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日</p> <p>性別 <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</p> <p>住所 _____</p> <p>※3 マイナンバーカードの携来は、申請書に添付された写真の顔写真と同一人物であることをご記入ください。</p> <p>※4 マイナンバーカードの携来は、申請書に添付された写真の顔写真と同一人物であることをご記入ください。また、マイナンバーカードの携来は、申請書に添付された写真の顔写真と同一人物であることをご記入ください。</p> <p>署名 _____ (患者との関係^{※5})</p> <p>連絡先電話番号 _____</p> <p>※5 患者との関係 (親、被保険者の方が署名された場合に記入ください)</p>	<p>① オンライン資格確認、導入医療機関</p>	<p>① 顔認証エラー、資格無効等によりマイナ保険証が使えない場合を想定している。</p> <p>② 「マイナ保険証」と「被保険者資格申立書」の両方を目視で確認する。</p> <p>③ 「被保険者資格申立書」は医療機関で準備し、患者が記入する。</p>																
<p>8. スマートフォン (現在、未実装)</p>	<p>① オンライン資格確認、導入医療機関</p>	<p>① マイナ保険証の機能をスマホに搭載したもの。</p> <p>② 2025年度以降に実装予定であるが、顔認証付きカードリーダーに入らないものがあるため対応が検討されている。</p>																

<p>9. 次期マイナンバーカード (現在、未実装)</p> 	<p>① オンライン資格確認、 導入医療機関</p>	<p>① 2026年中を視野に導入が進められている。 ② 券面記載事項や電子署名の有効期限の延長等が検討されている。</p>
--	--------------------------------	--

3. 「健康保険証」と「資格確認書」の違い

	健康保険証	資格確認書
券面のイメージ		
発行対象	すべての患者	マイナ保険証がない患者や保険者が必要と認めた患者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者等）
発行時期	2024年12月2日以降新規発行されない	健康保険証の有効期限が切れる前

4. 「マイナンバーカード」と「顔認証マイナンバーカード」の違い

	マイナンバーカード	顔認証マイナンバーカード
券面のイメージ (※1)		
資格確認方法	顔認証、暗証番号、目視確認	顔認証、目視確認
外来診療での使用	使用可	使用可
訪問診療での使用	使用可	使用可 (※2)

オンライン診療での使用	使用可	使用不可
マイナ保険証で資格確認ができない場合の対応方法	① 健康保険証を確認。 ② 「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を確認。 ③ 「マイナ保険証」と「被保険者情報（PDF）をスマホにダウンロードしたもの」を確認。 ④ 「マイナ保険証」と「被保険者資格申立書」を確認。	① 健康保険証を確認。 ② 「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を確認。 ③ 「マイナ保険証」と「被保険者資格申立書」を確認。

※1：顔認証マイナンバーカードは、カードの追記欄に「顔認証」と印字されている。

※2：2024年10月実装のアプリケーションでは暗証番号に加え、目視確認も可能となるため、当該カードが使用可能。

以上